

ヘイト・スピーチ問題と表現の自由

池田 賢 太

1. はじめに

弁護士の池田と申します。二〇一一年に弁護士登録をし、現在は北海道合同法律事務所にて執務しています。札幌弁護士会では、人権擁護委員会の副委員長を務めている関係で、ハンセン病に関する問題を取り扱うとともに、憲法委員会、秘密保護法対策本部、法教育委員会の委員も務めています。また、北海道弁護士連合会では、人権擁護委員会と法教育連絡協議会の委員も務めています。本日は、「ヘイト・スピーチ問題と表現の自由」のテーマでお話をさせていただきます。日本国内では現在、ヘイト・スピーチの問題が深刻化しています。ヘイト・スピーチの定義は多様ですが、例えば法務省によれば、「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動」と定義しており、これを解消するため、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動

の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成二八年六月三日法律第六八号)、いわゆるヘイト・スピーチ解消法が、すでに二〇一六年に制定されています。

しかし、ヘイト・スピーチ規制に関する国内の憲法学の学説状況などを見ると、憲法第二一条に基づく「表現の自由」と関連して、ヘイト・スピーチを規制するべきなのか、するべきではないのかで考え方が分かれています。

私自身は、一つの明確な立ち位置を持って、この問題に関わっています。私はヘイト・スピーチに対して正面から反対しており、実際にこれが行われている現場に行って、「SAPORO AGAINST RACISM」と書かれたTシャツを着ながら、カウンター活動に参加しています。本日はそのような立場からお話をさせていただくことを、あらかじめお断りさせていただきます。

2. 学生時代の原体験

最初に、ヘイト・スピーチ問題に向き合う上で、

私にとって重要な意味を持つ、個人的な体験についてお話しします。

私は大学生の頃、ある市民団体の関係者たちと一緒に、札幌市南区の小金湯地区にある札幌市アイヌ文化交流センター(ピリカコタン)に行き、その際に、同センターの学芸員と思しきアイヌの男性から「きみ、アイヌだよな?」と言われたことがあります。私自身は当時、何ら民族的な自覚を持っていませんでしたが、家系的には何代も前から北海道に住み続けており、どこかの時点でアイヌと血縁関係が生じていても全くおかしくはないので、そう言われたとき、「そうですか?」と聞き返しました。その途端、学芸員の彼は、ハツとした表情をしました。その顔の表情だけがずっと印象に残ったまま、私自身はその後、何事も無かったかのように生きてきました。

現在、ヘイト・スピーチの問題に取り組むにあたり、私は長年引っ掛かってきたこの学生時代の原体験に対し、あらためて以下のような意味づけをしています。

まず、アイヌである学芸員が、私を見て、「きみ、アイヌだよな？」と言ってきたのですから、私の身体はどこかに、アイヌ的な要素があるかもしれないということですね。そうであれば、学芸員の彼にしてみれば、アイヌと思しき学生が、他の大人たちと一緒にピリカコタンに学びに来るといふことについて、何かしらの親近感を持ったのではないかと、だからこそ前触れなく「きみ、アイヌだよな？」と尋ねたのではないかと推測します。

しかし、私は実際には、そういった民族的な自覚を持たないまま、「そうですか？」と聞き返しました。そのような反応を受け、学芸員の彼にしてみれば、マジョリテイの個人に対して誤って「きみ、アイヌだよな？」と言ったことになり、民族的なアイデンティティを傷つけたと思ったのか、あるいは、民族的な自覚のない者に変なことを言ってしまったと後悔したのかわかりませんが、いずれにせよ、そういった感情が素直に顔に表れたのではないかと思います。

私が、ヘイト・スピーチの問題に関わるようになって、初めてカウンタ―活動に参加したのは、二〇一五年二月八日、さっぽろ雪まつりの際に行われたヘイト・スピーチに対するカウンタ―活動です。その後、カウンタ―活動への参加を重ねていくなかで、そこで向き合ったヘイト・スピーチと、先ほどお話しした原体験がぶつかりました。

ヘイト・スピーチは、人間として生きていく上で最も根幹にあるべき誇り、人間の尊厳あるいは人格を傷つける行為であり、そうした行為は許してはいけないとあらためて思います。私自身が

つマジョリテイからマイノリティの立場になるかわからない、あるいは、自分の中にあるであろうアイヌ的な部分を攻撃されたときにどのように対応するのか、ということについても考えながら、この問題に取り組んでいます。

3. これまでに参加した札幌でのカウンタ―活動

カウンタ―活動のやり方はいくつもありますが、その一つは、ヘイト・スピーチの街宣やパレードの現場に行き、周囲から大声で「帰れ」などの言葉を浴びせ、スピーチ自体を阻むことです。

先ほども紹介したとおり、私が初めてカウンタ―活動に参加したのは、二〇一五年二月八日、さっぽろ雪まつりの際に行われたヘイト・スピーチのときでした。その主催は在特会を中心とする人々で、「不逞鮮人」、「日朝断交」、「朝鮮人はすぐ帰れ」などと書かれたノボリを立てながら、街宣を行っていました。元々は一二〇分の街宣を予定していたようですが、スピーカーの数は十数人で、対するカウンタ―側は約六〇人が集まり、五分ほど、スピーチを阻止する活動をしました。当日の天候は大変な吹雪でしたので、観光客もさほど多くは出歩いておらず、被害は少なかったと思います。

二〇一五年という年は、札幌でカウンタ―活動に参加している者にとっては戦いの年でした。七月五日には、桜井誠・元在特会会長が来て、「日韓国交断絶デモ」を行い、さらに八月二日には、「そ

よ風北海道」という団体が主催する「日本が韓国を近代国家にしましたことを謝罪しよう！パレード5」が行われました。後でお話する、私に対する最初の懲戒請求は、この二つのカウンタ―活動に参加していたことが理由にされています。

以上のような活動を経験し、私たちカウンタ―側は、この翌年（二〇一六年）の雪まつりでヘイト・スピーチをやらせるわけにはいかないと考えていました。ちょうどその頃は、法務省が「ヘイトスピーチ、許さない」のポスターを出し始めた頃でしたので、私たちはこの機を捉えて札幌市内の飲食店などにそのポスターを貼り出すことをお願いしに回ったほか、雪まつりの当日は、「ウェルカムさっぽろアクション」と称し、「私たちは差別を許さない」という街宣活動を、一年前はヘイト・スピーチが行われていた、その同じ場所で行いました。

その後、しばらくは落ち着いていたのですが、二〇一七年七月二九日に「ごめんないデモ」が再び行われています。

札幌という街は、ヘイト・スピーチと全く無縁ではなく、むしろ、全国有数のヘイト・スピーチが行われる場所です。二〇一八年は全国で一斉に「日韓の国交断絶をめざすデモ」が行われましたが、その際も、桜井は札幌にやって来て、集会やデモなどを主催していました。彼らにしてみれば、規制条例が制定された大阪市や東京都、あるいは、規制のためのガイドラインが策定された川崎市や京都市では活動することが難しくなっていました

ので、今やできるのは札幌市だと考えて、最後の攻勢を仕掛けてきているようです。非常に不名誉な地であることを、私たち札幌市民は自覚しなければいけないだろうと思います。

4. ヘイト・スピーチの問題に対する立場

私は、先ほども触れたとおり、二〇一五年にカウンタ活動をしていたことが弁護士としての品位を害するというで最初の懲戒請求を受けました。

その後、二〇一六年七月に日弁連会長の名義で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、確信的犯罪行為である、などとして、計九六〇人からの懲戒請求を受けました。この件は全く懲戒の理由には当たらないとして一度は終わったのですが、二〇一七年一〇月、全く同じ理由で再度の懲戒請求を受けました。この大量懲戒請求は全国で行われており、被害を受けた弁護士が東京で何件かの訴訟の提起をするという話が出た直後、私は請求者の数名から謝罪をしたいという手紙を受け取りました。ブログに扇動されて懲戒請求をしたことを謝罪するのみで、全く本質を理解していない謝罪は、私をさらに激昂させるものであるとともに、極めて深刻な状態であると認識するに至りました。この謝罪に対して私が書いた返事の内容については、フェイスブックなどのSNSに掲載・公表したこともあって、多くの人々に読まれて大きな反響を呼び、概ね好意的な評価を

受けることができ、安堵しました。

そういった立場で、私自身はこのヘイト・スピーチの問題に向き合い続けてきましたので、ヘイト・スピーチは規制すべき対象であると理解していませんし、そのためにどういふ問題があるのかという観点から考えていますから、純粹に、憲法第二一条の法理は何とかか、アメリカ法との比較においてどうかとか、学術的に考えているわけではありません。私の根幹にあるものから、この問題を考えてみたいと思います。

5. ヘイト・スピーチの定義

ヘイト・スピーチの定義については、まだ定まったものがないようですが、日本国内でヘイト・スピーチの規制を求める立場の代表者の一人で、外国人差別の問題に長く携わっている弁護士の師岡康子さんは、著書『ヘイトスピーチとは何か』（岩波新書、二〇一三年）で、次のように定義しています。

「広義には、人種、民族、国籍、性などの属性を有するマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由とする差別的表現であり、その中核にある本質的な部分は、マイノリティに対する『差別、敵意又は暴力の扇動』（自由権規約二〇条）、『差別のあらゆる扇動』（人種差別撤廃条約四条本文）であり、表現による暴力、攻撃、迫害である。」（四八頁）

ヘイト・スピーチは、単なる悪口ではないという事です。「憎悪表現」と訳されることもあり、

それ自体決して誤訳でもありませんが、「ヘイト」という言葉には、「差別扇動」という意味合いが強くなるので、「差別扇動表現」と訳した方がより適切ではないかと思えます。

カウンタ活動の関係で言うと、カウンタも散々罵声を浴びせかけているので、どっちもどっち、という見方をする人も相当数います。恐らく、弁護士の中には、カウンタのような表現のしかたは良くないと考える人も多いように思います。

憲法学説上も、少なくとも数年前までは、表現の自由の価値を尊重し、ヘイト・スピーチのような価値のない表現は、思想の自由市場あるいは表現の自由市場の中で淘汰されていくものだから、汚い言葉の応酬や規制によって解決するのではなく、価値の高い言論によって抑え込んでいくのが憲法第二一条の趣旨や解釈からは相応しい、と考えられていました。ヘイト・スピーチ規制に消極的な憲法学者が一定数いることの背景にはこうした考え方があります。

しかし、日本国内でこの間、ヘイト・スピーチが過激化し、あるいは、朝鮮人が比較的多く住んでいる集落に対する攻撃が行われるなかで、ヘイト・スピーチの問題性が広く知られるようになり、国会でも議論されて、二〇一六年のヘイト・スピーチ解消法の制定に至っています。こうしたなかで、現在においては、憲法学説上規制に対する消極説の論者の中にも、場合によっては規制もやむを得ないと考える中間的な見解に移行してくる人が増えてきているように思います。

6. ヘイト・スピーチの実態

また、この数年の間に、過激な事件が国内のあらゆるところで現実起きたことも、規制に対する消極論を中間説に移行させてきたように思えます。

この間に見られてきたヘイト・スピーチのタイプとしては、大きくは「典型的ヘイト・スピーチ」と「謝罪型ヘイト・スピーチ」の二つがあります。前者は街宣で罵声を浴びせる典型的なタイプです。その代表的な事件としては「鶴橋大虐殺に関するスピーチ」（二〇一三年二月）が強い印象を残していると思います。この事件は、一四歳の女子中学生が、大阪市鶴橋のコリアンタウンで、在日朝鮮人に対し、「鶴橋にいる在日クソチョンコのみなさん、こんにちは。私はあなた方が憎くてたまりません。もう殺してやりたい。いつまでも調子にのつとつたら、南京大虐殺ではなく、鶴橋大虐殺を実行しますよ」などと叫んだものです。なお、この子の父親は、二〇一八年二月、都内の朝鮮総連本部に銃を持って乱入しようとして逮捕されています。

後者の謝罪型は、「ごめんなさいデモ」などに象徴されるように、スピーチで謝って回るタイプです。例えば、「韓国を近代国家にしてごめんなさい」、「平均寿命を二倍にしてごめんなさい」、「自称性奴隷の皆さんを家を買えるくらいの高給取りにしてしまっごめんなさい」、「韓国のはげ山に植林してごめんなさい」など、差別の扇動が目的になるので、前者のタイプのような過激な表現を

する必要はないということです。「ごめんなさい」と言いながら、その実、特定の民族に対する差別を扇動していれば、ヘイト・スピーチに外なりません。

ヘイト・スピーチは、決して特異な人たちだけがやっているわけではありません。例えば、私は懲戒請求を行ったある女性は、弁護士との懲戒請求から実行したのであって、どうしてそれが差別に当たるのがわからないと言っており、自分のしたことに対する明確な自覚がないようです。それでもどうしてこのようなことが実行できてしまうのかと言えば、ブログ主から送られてきた懲戒請求の書式に住所と氏名を書いて、印鑑さえ押せば提出できるからです。インターネットの中で、匿名かハンドルネームを用いて誰かの攻撃をするという事例は以前から山ほど見られました。この懲戒請求の件はそうした事例の範疇を超えています。この件が表しているのは、現在の日本社会には、誰かに命令されれば、いったん踏みとどまって考えることもなく、言われたとおりに行動できってしまう人が、少なくとも九六〇人はいるといふことです。そして、彼らは決して特異な人たちだけの集団ではありません。

懲戒請求を受けて以降、私自身は非常に不安な気持ちにさせられています。請求者は道内だけでなく、全国各地にいます。私は出張で全国各地に行きますし、「戦争をさせない北海道委員会」の呼びかけ人をしている関係で、街宣活動を行うこともあります。他ならぬこの件でメディアから取材を受けるので、テレビや新聞の紙面など様々な場に登場することもあります。所属する法律事務所も特定されています。そうすると、私は知らなくとも、相手側は私のことを知っていると状況が生じやすくなります。街中を歩いているときに、私に敵意を持っている人とすれ違う可能性もあります。自宅付近に、私に敵意を持っている人も住んでいる可能性もあります。そういう状況下で生活をしていかなければいけないということに恐怖と苦しさを感じています。

しかし、こうした経験を通じ、それは私だけの問題ではなく、従前からマイノリティと言われた人たちが日常的に受けてきた被害だということとがわかりました。

ヘイト・スピーチ解消法の立法事実の一つに、川崎市桜本のコリアンタウンでのヘイト・デモがあります。ここに暮らす崔江以子（チェ・カンイチャ）氏は、電車に乗るだけで、見ず知らずの人から「お前、出て行け」と言われたことがあるそうです。電車に乗るのも怖い、目的地を告げるのも怖い、という生活が何年も続いています。そして、そうした状況に置かれている人は、彼女だけではなく、他にもたくさんいるということです。

そのように思い至るならば、私たちの社会の問題としてヘイト・スピーチを考えるときには、マイノリティの問題として考えるのではなく、マジョリティがマジョリティの問題として考えなければ、いつまで経ってもこの問題は解決しないと考えるようになりました。そのことを書いたのが、先ほどもご紹介した、懲戒請求者のうち謝罪希望

者に出した手紙です。私はこの手紙で、差別をす
る心と向き合い、差別を楽しむことと訣別するよ
う求めています。

7. ヘイト・スピーチの被害

ヘイト・スピーチの被害について、前出の師岡
弁護士は、同著書の中で次のように記述していま
す。

「ヘイト・スピーチは、表現による暴力、攻撃、
迫害であり、被害者にとつて顔面に平手打ちをく
らうようなものである。被害は瞬時に与えられる。
何故にそうした行為がなされたのかに思いを巡ら
す余裕も、それに対抗し得る表現を相手に返す余
裕も与えられないと言われる。被害者は、芯から
の恐怖と動悸、呼吸困難、悪夢、PTSD、過度
の心的緊張、精神疾患、自死にまで至る精神的な
症状と感情的な苦痛、継続する感情的苦悩、自信
喪失、逸脱感情、自分を責めるなどの心理的影響
を受ける。徹底的に叩きのめされることにより、
反論する気力まで奪われる。これを「沈黙効果」
といい、ヘイト・スピーチの典型的な危害として
挙げられる。」(五三頁)

街を歩いていて、「在日は朝鮮に帰れ」などと
言われるのは、いきなり殴りつけられるようなも
のです。しかし、現在の在日の人たちは、そのほ
とんどが二世、三世、四世です。彼らは生まれた
ときから日本社会で生活し、帰るべき故郷は日本
以外にありません。にもかかわらず、ヘイト・ス
ピーチは彼らに「朝鮮に帰れ」と言います。言わ

れた側は、なぜそのようなことを言われなければ
ならないのかを考え、突き詰めて自分のルーツと
向き合うことになりませんが、自分のルーツを知れ
ば知るほど、なぜそのような差別を受けなければ
ならないのかと、いつそう深く思い悩むことにな
ります。

私が冒頭で「きみ、アイヌでしよう？」の原体
験についてお話ししたのは、「お前はアイヌだろ
う」と敵意をもつて言われたときに、どう答える
べきなのか、今も答えが見つからないからです。
私があるような立場に置かれたならば、黙って暮
らした方が攻撃を受ける可能性は低くなると割り
切つて、自己表現もしなくなり、萎縮しながら生
活をするという選択をするかもしれません。それ
が自分だけでなく、自分の家族を守ることにもな
るからです。そのような複合的な被害を受ける危
険性が常につきまといまいます。

8. カウンター活動の過激さの狙い

ヘイト・スピーチに対するカウンターが過激な
表現を使うのは、まずヘイト・スピーチ自体をさ
せないことを意図しているからです。

カウンターはヘイト・スピーチの現場で喧嘩状
態をつくり出しています。喧嘩状態をつくり出せ
ば、ヘイト・スピーチをする人たちは、カウンター
の人たちに対して罵詈雑言を浴びせかけること
になります。カウンターが「差別を楽しむな。帰れ」
と言えば、ヘイト・スピーチ側は「俺たちの表現
の自由を奪うのか」と、カウンターとのやり合い

が始まります。その間はヘイト・スピーチが止ま
ります。それがカウンター側の狙いです。現場で
一瞬にして起こる表現の暴力をさせないというこ
とが、カウンターがかなり過激な表現を使うこと
の目的です。

カウンター活動に参加する者の中には、そうし
た過激な表現の応酬に慣れない人たちもいます。
そのような人たちは何をしているかというと、デ
モが始まる前に現場に行つて、「これからヘイト・
スピーチが始まるので気をつけてください」と先
に周知活動をしたり、あるいは、黙つて「ヘイト・
スピーチを許さない」という意思表示をしたりし
ています。いずれにしても、ヘイト・スピーチを
受けているマイノリティに対し、マジョリテイの
中にも反対する人がいるということを示し、そう
することで社会の公正さを守ること、ひいてはマ
イノリティを守ることもつながらと考えると、各々
ができる限りのことをしているということですが、

過激な応酬にも一つの意味があること、また、
カウンター活動には様々なやり方があることをこ
理解いただければと思います。

9. ヘイト・スピーチ規制に関する国内の学 説状況

次に、本題である憲法第二一条との関係につい
て、先行業績に依拠しながらお話しします。

最近、奈須祐治氏（西南学院大学教授）が「ヘ
イト・スピーチ法の比較研究」（深山社、二〇一
九年）という著書を出し、この中で日本国内の学

説状況について網羅的にまとめています。以下、奈須氏の著書に基づき、国内の学説状況を紹介していきます。

(1) 規制積極説

規制積極説の代表的論者として、ここでは内野正幸氏（中央大学教授）、先ほどご紹介した師岡康子氏（弁護士）のお二人を紹介します。

内野説では、「侮辱を自己目的とする差別表現」は、個人の人格の発達や民主政治にとつて役立たない価値の低い表現なので、極めて強い理由がなくともかなり説得力のある対抗利益があれば禁止できる。／差別的表現のもたらす名誉感情の侵害から被差別者を守る必要性は、この対抗利益としての資格をもつので、被差別部落民集団に対する名誉侵害的言論を禁止できる」などと論じられています。

内野氏は表現の自由の価値を重んじる方でもありますが、ヘイト・スピーチが社会問題化して以降の議論において、かつて『差別的表現』（有斐閣、一九九〇年）で展開した自らの学説を明示的に変更することはせず、また、かつて自ら作成した差別的表現への法規制に関する私案の撤回もしていません。むしろ、不特定の人々に向けたヘイト・スピーチは、それによって被害や犠牲を受ける人々の保護を目的として規制されうるとする主張をあらためて展開しています。

また、弁護士として規制積極説をリードする師岡氏は、ヘイト・スピーチは、規制に値するほど

有害で、表現としての価値が低く、その規制において線引きを行うことは可能であると論じています。あわせて、表現の自由の保障の観点から、「規制が逆効果になる」あるいは「規制が濫用される」といった議論に反論を加えた上で、刑事規制、民事救済を含む様々な具体的対応策を提案しています。

このうち、「規制が逆効果になる」という説への反論について紹介します。師岡氏は、ヘイト・スピーチが潜在化する危険性の観点から、次のように反論しています。

まず「この議論は表現の自由を社会防衛機能の観点から捉え、ヘイト・スピーチの犠牲者が言葉の暴力のサンドバックになることを耐えろというに等しい」と述べ、表現の自由市場でヘイト・スピーチが淘汰されるまで、という終わりがいつか定かではない状況の中で、マイノリティは殴られ続けなければならないのか、という観点から積極的な規制を求め、「公然たるヘイト・スピーチが減少すれば実害は減る」としています。

あわせて、すでに実名で住所や身元をさらして攻撃することも可能となっている状況の下にあっては、実際に暴力を振るうことは不可能ではないので、「現時点で排外主義者が暴力に走っていない」という認識が誤っている」とし、そうであれば、「ヘイト・スピーチだけではく、ヘイト・クライムの規制も必要である」、「ヘイト・スピーチを放置したことにより、偏見を蔓延させ、暴力や殺人を起こしてきた歴史を直視すべきである」とも述べています。現に侮辱表現などについては、刑法

上の禁止規定もあり、民事上の禁止も可能となっており、殊更にヘイト・スピーチだけを規制できないということは考えづらいという結論です。

(2) 規制消極説

逆に、ヘイト・スピーチへの規制に消極的な立場の代表的な学者として、伝統的な表現の自由の重要性を説く松井茂記氏（ブリティッシュユクロンビア大学教授）などが挙げられます。松井氏は、アメリカにおける表現の自由論をストレートに主張する印象があり、非常に消極的な論者の一人として知られています。

松井氏によれば、「差別を誘発・助長する」という理由ですべての差別的表現を制約することは、表現の自由のよって立つ原則に反する」、「いかに気持ちを傷つけられたからといって、それだけで表現に責任を負わせることは、表現の自由を大きく制約する」、それゆえ、「差別的な表現が、違法な差別行為の煽動として、Brandenburgテストや「明白かつ現在の危険」基準を満たしている場合や、それが面と向かって行われたため侮辱として責任を負わされてもやむをえないような場合を除いては」規制が認められないとしています。したがって、原則は表現の自由としながら、余程の場合には規制もあり得ると、消極説の松井氏自身も認めていると言えます。

なお、松井氏は、かなり狭いものの、不特定多数に向けたヘイト・スピーチの規制も合意になりうると考えているようであり、物理的な秩序破壊

のおそれのみならず、「差別行為」の煽動が発生する蓋然性が高い場合にも規制を認めています。

最近の論文において、日本においてカナダのような多文化主義が指導的な憲法原理として受け入れられるならば、ヘイト・スピーチに対する規制の余地はある、とする興味深い議論も展開しています。それでも、いくつかの理由を列挙したうえで、結論としては多文化主義が日本で指導原理の地位を占めることは困難であるとの結論に達してまいります。

いずれにしても、いくつかの前提があれば、ヘイト・スピーチは規制しようと考えているという意味で、松井氏も表現の自由に対する制約を絶対的に否定しているわけではないということです。

(3) 中間説

以上で見てきた積極説と消極説の中間に立つ説を取られるものがあります。

刑法学の観点からヘイト・スピーチ規制の必要性を説かれてきた前田朗氏（東京造形大学教授）は、最近の著書の中で、憲法学はこれまでヘイト・スピーチ規制に本当に消極的だったけれども、最近状況が変わってきていると指摘しています。かつては規制すべきではないと主張してきた学者の論文の中にも、近年、条件付きならば規制は認められるとする趣旨を読み込めるものが増えてきたことがその理由と思われまます。

中間説の代表的な学者として、市川正人氏（立命館大学教授）が挙げられます。

市川氏もまた、本来的には松井氏などと同様に、表現の自由を極めて大切にされる規制消極説の立場であり、「人種差別の煽動や少数者に対する侮辱表現に対しては、原則として言論で対抗できる」としています。ただし、「前者に対しては差別の不当性を主張することによって、後者については侮辱表現の前提となつていいる主張や差別そのもの、及び侮辱表現を用いること自体を批判できる」ので、「マイノリティからの反論ができなくても、マジョリティが差別的表現に批判を行うことを期待できる」としながら、「思想の自由市場論において、表現行為のしやすさや思想内容の受け入れられやすさは問題とならない」、「裁判所が表現の価値についての判断を行う立場には疑問がある。また、そもそも差別的表現にも何らかの価値が認められる」とも述べています。

ここまでの論を読む限りは、規制には極めて消極的に見えますが、結論は消極説とは異なっており、「差別的表現は例外的にどうしても必要な場合にだけ必要な限りで制約されるにすぎず、明確性の原則も妥当する」、「特にひどい侮辱的表現によつて少数者集団に属する人の名誉感情が傷つけられる場合には、言論で対抗しても心のいたでは簡単には癒えない。そのかぎりでは対抗言論の原則にも限界はある」ので、そのような場合には規制も許容されるのだと結論づけています。

(4) 奈須氏による論点整理

奈須氏は、国内の様々な学説を整理した上で、

以下のように論点整理をしています。大きくは四つの問題の設定をしています。

第一は、ヘイト・スピーチ規制の前提的な問題です。この点では以下の四つの対立軸に整理しています。

① 「国家からの自由」を強調し、内容中立性原則を堅持すべきとする立場と、既存の法を中立的に適用すれば差別構造の維持につながるという立場の対立。松井氏のように、あくまでも表現の自由の堅持を推し進めていけば規制消極説の立場に行き着きますが、その間に被害者がサンドパツクになり続けることを問題視すると、師岡氏のような規制積極説の立場になります。

② ヘイト・スピーチに関する立法事実の認識の対立。実際、この国に差別的表現があるのかないのかというところから認識の違いがあるということですが。

③ 方法論として、例外をできる限り認めない範疇的な手法（ルール）を志向するか、反対に事例ごとの差異を尊重する柔軟な手法（スタンダード）を志向するかの差異。

④ 人種差別撤廃条約や自由権規約といった国際人権条約と憲法との関係に関する争い。国際人権条約と憲法の優劣関係をどう解するかという対立です。日本政府は、憲法を優先して表現の自由を重要視するという立場であり、人種差別撤廃条約を締結していますが、その中に含まれている表現の自由規制については現在も留保しています²⁾。

第二は、ヘイト・スピーチの内容に関するもの

で、以下の四点があります。すなわち、①ヘイト・スピーチが憲法に規定された表現の自由の保護領域に含まれるか、②含まれるとしても、憲法で保護するに値するだけの表現価値を有するか、③ヘイト・スピーチが社会において最低限求められる礼節を損なっていると評価できるか、④ヘイト・スピーチが規制に値するほどの害悪を生み出すか、の四点です。これらについての認識が異なるとなると、規制すべきか否かで対立が生まれてくるとされます。

第三は、特定の範疇のヘイト・スピーチが十分に価値が低く、有害であること等を明らかにできたとしても、直ちに規制できることにはならず、政策的配慮が必要になる、という論点です。立法にあたっては、過大な規制にならず、かつ委縮効果を引き起こさないような適切な線引きをどこでするのか、また、仮に立法段階で適正な線引きができたとしても、立法後においては行政や警察・検察による制度運用がどうなるか、という点に着目しなければならぬとされます。

そして第四は、右記の各要素は、ヘイト・スピーチの類型（危害告知、著しい侮蔑、排除の煽動）ごとに検討されてきているということです。

10. ヘイト・スピーチをめぐる近時の判例

次に、ヘイト・スピーチをめぐる近時の判例として、代表的な三つの事件にかかる判例を以下にご紹介します。

(1) 京都朝鮮学校襲撃事件の一番・控訴審判決

京都朝鮮学校襲撃事件は、在特会等の団体の活動家が二〇〇九年一月、京都市内の児童公園を不正に占有しているなどとして朝鮮第一初級学校（京都市南区）を襲撃したという事件です。

この事件では、在特会側がインターネット上（ユーチューブ）にその襲撃の様子を取めた動画を掲載したため、その差し止めをできるかどうかでも争われました。実際にこの動画を見ると、「ゴキブリ」、「ウジ虫」、「朝鮮半島に帰れ」、「キムチ臭い」など、非常に汚い言葉が発せられていることがうかがえます。「ゴキブリ」はよく使われる言葉で、ルワンダ虐殺事件（一九九四年）を想起させる表現です。これらの汚い言葉を小・中学生の子どもたちに浴びせ、それを防ごうと教師たちが対峙すると、その様子を録画してユーチューブに載せ、そこにまた批判のコメントが並べられるということが行われました。

朝鮮学校側は、二〇一〇年六月、本事件に関わった者らを被告として、将来的な示威活動の差し止めや損害賠償請求を求める民事訴訟を京都地裁に提訴しました。

ア 一審判決

京都地裁による一審判決は二〇一三年一〇月七日に出されました。同判決は以下の諸点により画期的な内容の判決と評価されています。

① 人種差別撤廃条約二条一項は、締結国に対し、人種差別を禁止し終了させる措置を求め、ま

た、同条約六条は、締結国に対し、裁判所を通じて、人種差別に対する効果的な救済措置を確保するよう求めており、これらは、締結国に対し、国家として国際法上の義務を負わせるというにとどまらず、締結国の裁判所に対し、その名宛人として直接に義務を負わせる規定であると解されるとした。裁判所として、国内法としての効力を有する同条約を直接適用していくという発想に立っているということ。

② 人種差別となる行為が無形損害を発生させており、民法七〇九条に基づき、行為者に対し、被害者への損害賠償を命ずることができるとは、わが国の裁判所は、同条約上の責務に基づき、同条約の定めに適合するよう無形損害に対する賠償額の認定を行うべきものと解されるとした。その上で、人種差別行為による無形損害が発生した場合、同条約第二条第一項及び第六条により、加害者に対し支払を命ずる賠償額は、人種差別行為に対する効果的な保護及び救済措置となるような額を定めなければならないと解されるとし、一〇〇〇万円を超える賠償額を認めたこと。

③ 被告らは、自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎないから、応酬的言論の法理によって免責される余地はないとしたこと。

④ 刑事事件の量刑の場面では、犯罪の動機が人種差別にあつたことは量刑を加重させる要因となるのであつて、人種差別撤廃条約が法の解釈適用に直接的に影響することは当然のこととして承認されているのと同様に、名誉毀損等の不法行為が同時に人種差別にも該当する場合、あるいは不

法行為が人種差別を動機としている場合も、人種差別撤廃条約が民法法の解釈適用に直接的に影響し、無形損害の認定を加重させる要因となることを否定することはできないとしたこと。

⑤ わが国の裁判所に対し、人種差別撤廃条約二条一項及び六条から、同条約の定めに適合する法の解釈適用が義務付けられる結果、裁判所が行う無形損害の金銭評価についても高額なものとならざるを得ないとしたこと。

条約の趣旨の私人間への直接適用と、損害賠償額の高さが、京都地裁判決の画期性の核心です。

イ 控訴審判決

被告側は、一審判決を不服とし、大阪高裁に控訴しました。控訴審判決は二〇一四年七月八日に出されました。控訴審判決で以下のように書かれたことにより、前述の③④⑤が覆されることになりました。

同判決では、人種差別撤廃条約について、「私人相互の関係を直接規律するものではなく、私人相互の関係を適用又は類推適用されるものでもないから、その趣旨は、民法七〇九条等の個別の規定の解釈適用を通じて、他の憲法原理や私的自治の原則との調和を図りながら実現されるべきものであると解される」と述べ、条約は憲法と同じように公法関係に立ち、直接的に私人間に適用されないの、それを読み込むとすれば、民法でいえば七〇九条などの趣旨解釈の中で適用されるべきであるとの見解を示しました。

その上で、「一般に私人の表現行為は憲法二一

条一項の表現の自由として保障されるものであるが、私人間において一定の集団に属する者の全体に対する人種差別的な発言が行われた場合には、上記発言が、憲法一三条、一四条一項や人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、合理的理由を欠き、社会的に許容し得る範囲を超えて、他人の法的利益を侵害すると認められるときは、民法七〇九条にいう「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」との要件を満たすと解すべきであり(略)」とし、いわゆる私人間適用と同じ考え方で条約を使うべきとしました。

この点で、条約を直接適用した京都地裁判決よりは若干後退したという印象を受けます。しかし、間接適用説にしておいた方がより多くの事例に受け入れられ得る汎用性があり、そのための先例として価値の高い判例を大阪高裁が本件で示したのではないかとも思われるので、そうであればその点は非常に高く評価できると思います。

ただ、人種差別撤廃条約は、必ずしも公法的な関係(公権力と私人の間の関係)を規律するだけではなく、私人間の関係に言及している部分があるので、この条約を公権力と私人の間だけに落とし込んで解釈することが妥当かどうかについてはなお検討が必要だろうと思います。

その一方で大阪高裁は、一審判決で明確に否定された応酬的言論の法理については以下のように述べ、一審判決よりもさらに立ち入って判断しています。すなわち、「控訴人らは、自ら進んで本件学校に接近して、本件示威活動を実行し、被控訴人の業務を妨害し、被控訴人の名誉を貶める違

法行為を仕掛けたものである。控訴人らの違法行為に反発した本件学校関係者らが控訴人らに敵対的な態度や発言をしたことは否定できないが、控訴人らは、自らの違法行為によってそのような反発を招いたにすぎないし、かえってその態様をみるに、あえて相手方を挑発し、そこで予想される摩擦を利用して、差別的言動を一層エスカレートさせていることがうかがえる。(中略) 応酬的言論の法理により控訴人らの行為が免責される余地はない」。この点はより積極的に評価できると思えます。

(2) 徳島県教組襲撃事件の控訴審判決

徳島県教組襲撃事件とは、二〇一〇年四月、在特会関係者らが徳島県教職員組合の事務所内に侵入するし、募金詐欺をして朝鮮学校を支援したとして示威活動を行い、あわせて、その映像をインターネットで公開するなどという事件です。

県教組および書記長は二〇一三年八月、この事件に関わった在特会とその関係者らに損害賠償と慰謝料の請求を求める民事訴訟を徳島地裁に起こしました。一審判決は二〇一五年三月二十七日に出されましたが、原告らはマイノリティではないなどの理由で人種差別的な攻撃ではないと判じられてしまいました。原告はこの一審判決を不服として高松高裁に控訴し、控訴審判決が二〇一六年四月二十五日に出されました。

同控訴審判決は、以下の点から、非常に画期的なものだと評価できます。

一つは、複合的な差別があることを認めたことです。判決には以下のような記述があります。

〔第一審被告らは〕多数大勢で共謀して、女性職員二名のみが執務する第一審原告組合の事務所内に乱入し、わずかに二八平方メートルの狭い事務所内において、第一審原告X1を取り囲み、拡声器を用いて一〇八・八デシベルというジェット機の発進音にも匹敵する大音量で、事実無根の「募金詐欺」を働いたなどと責め立ててその名誉を毀損し、「売国奴」「非国民」や「メンタ」「ババア」などの女性の尊厳を傷つけるような罵声を浴びせ掛けて侮辱し、「死刑」「腹切れ」などと生命身体にも危害を及ぼしかねず、「ちよめちよめするぞ」などと性的暴行を示唆するような言辞を用いて脅迫し、第一審原告X1の両腕や手首を掴んだり、右肩を突くという暴行にまで及んだものであり、

上記第一審被告らの行為は、政治的主張に名を借りた、何の落ち度もないひとりの女性に対するリンチ行為に他ならず、第一審原告X1の私生活の平穏・人格権を侵害し、名誉を毀損するものとして不法行為に該当することは明らかである。第一審原告組合との関係でも、その業務を妨害したもので、不法行為に該当することは明らかである。

控訴審において上瀧浩子弁護士は、襲撃時の空間的狭さをも利用した、その威圧的であり暴力的な発言内容には、女性差別も含まれていることを積極的に主張しました。「売国奴」や「非国民」などといった人種差別的な言葉だけでなく、「メンタ」や「ババア」などの女性の尊厳を傷つける言葉も使われているからです。裁判所が右記のよ

うに判決に書いたということは、この襲撃には、人種差別を無くそうとする支援者に対する攻撃だけでなく、女性に対する差別も含む、複合的な差別がここにあると認定したことを表しており、こ

うに判決に書いたということは、この襲撃には、人種差別を無くそうとする支援者に対する攻撃だけでなく、女性に対する差別も含む、複合的な差別がここにあると認定したことを表しており、こは極めて重要な部分です。

もう一つは、人種差別撤廃条約は直接にマイノリティに対する攻撃のみを禁止するのではなく、社会から人種差別を無くそうと働きかける支援者に対する攻撃も人種差別に当たると規定していることと認められたことです。すなわち、「本件各示威行動等やその映像をインターネット上に公開する行為は、(中略)その支援活動に萎縮効果をもたらすことを目的としたものであり、(中略)人種差別撤廃条約一条に定義する、少数者の「平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」に該当し、強い非難に値し、違法性の強いものというべきである」と述べています。

これによって救済の幅が広がったのであり、今後において特に支援者にとつて極めて大きな意味を持つ判決であると言えます。

(3) 川崎ヘイト・デモ差止仮処分事件

川崎ヘイト・デモ差止仮処分事件は、在日コリアンの集住地区として知られる川崎市川崎区桜木地区にある社会福祉法人が、二〇一六年五月三日、同地区内でのヘイト・デモの禁止を求める仮処分の申立てを横浜地裁川崎支部に対して行い、同支部が同年六月二日に事前差止め(デモ禁止

を本決定したという事件です。

この決定はヘイトスピーチ解消法の公布・施行日の前日に行われたものですが、「本邦の域外にある国または地域の出身であることを理由に本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する、差別的言動解消法二条に該当する差別的言動は、上記の住居において平穏に生活する人格権に対する違法な侵害行為に当たるとして不法行為を構成すると解される」と述べ、人種差別撤廃条約とともに同法を引用しながら決定を出している点に着目できます。同法の制定により、国内法を規制の根拠にできるようになったことは、私たちのような規制に積極的な立場の者には非常に大きな力になっていきます。その意味で、この仮処分の先例性は大きいと考えます。

さらに本決定では、「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長しまたは誘発する目的で、公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、または本邦外出身者の名誉を毀損し、若しくは著しく侮辱するものであることに加え、街宣車やスピーカーの使用等の上記の行為の態様も併せて考慮すれば、その違法性は顕著であるといえるものであり、もはや憲法で定める集会や表現の自由の保障の範囲外であることは明らかであつて、私法上も権利の濫用といえる」と述べ、表現の自由の保障の範囲外であることを裁判例が明記しています。このことはヘイト・スピーチをいかに規制・解消するかを考えるにあたっては非常に大きな意味を持ちます。

川崎市では現在、実効的なヘイト・スピーチの

禁止措置を有する条例の制定をめざしています。その際、表現の自由との兼ね合いでどこまで規制できるかがやはり大きな論点になるのですが、ヘイト・スピーチ解消法の立法事実が市内の桜本地区であることと、川崎支部による本件仮処分により、ヘイト・デモは態様によつては表現の自由の保障の範囲外になることが述べられているため、憲法上の問題については一定程度解決済みであるスタンスをとることができます。これらを踏まえ、川崎市では、条例で定めうる最大限の禁止の実効性確保をしようと動いています。

この問題で実際に立ち上がった崔江以子(チェ・カンイチヤ)さんは、現在連日攻撃にさらされています。しかし、彼女らの歩みが、日本におけるヘイト・スピーチの規制に向けて効果をあげていると言えます。

以上で見てきた三つの事件にかかる裁判例から、以下の諸点を指摘できます。

第一に、いずれの判例も、侮辱を自己目的としている表現については価値が低いものという評価を与えているということです。

第二に、人種差別撤廃条約の効力の及ぶ範囲について、必ずしも公法関係のみに限定せず、私人間をも射程としているかどうかで判断が割れていることです。私人間を射程に含むとすれば、京都事件にかかる大阪高裁判決が妥当かどうかは疑問ですが、広く受け入れられるような法律構成ではあるので、その点について評価することもできません。

第三に、徳島事件にかかる高松高裁判決は、複合的な差別について言及した点と、マイノリティ支援者への攻撃が人種差別に当たるとした点が特筆すべき点だろうと思われれます。

第四に、これらの裁判例が、現状では積極説と消極説に学説が分かれている法規制の議論にどのような影響を与えるかは、今後も蓄積が必要だろうと考えています。

11. まとめに代えて「ヘイトスピーチ解消法」と「二〇一九アイヌ新法」

ヘイト・スピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動」を「あつてはならないこと」、「許されないこと」とし、解消に向けた取り組みについて「基本理念」として国民の努力義務を定め、国と地方公共団体の「責務」を明らかにし、「基本的施策」を定めた理念法です。本文七カ条、附則二条のごく短い法律であり、「人種差別撤廃基本法案」(野党案、議員立法)ではなく、外国出身者とその子孫に対するヘイト・スピーチに特化した理念法ではあるものの、「差別的言動」が被害者に「多大な苦痛」を与え、「地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」という差別による被害を認め、前文では「差別的言動は許されないことを宣言」し、一条で「解消が喫緊の課題である」として、国と地方公共団体が差別解消に向けた取り組みを推進することを目的として掲げており、日本で初めての反人種差別法という位置付けを与えることができます。

同法は、施行前から日本社会に威力を発揮し、川崎市長がヘイト・デモ申請を不許可とし、先ほども述べたとおり、川崎ヘイト・デモ差止仮処分事件において、ヘイト・デモが同法二条の「不当な差別的言動」にあたり、平穏生活権侵害の不法行為を構成するとの判断を行っています。非常に力のある法律だと思えます。

一方、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成三一年四月二六日法律第一六号)(以下、二〇一九アイヌ新法)が制定されました。この法律に対する評価は賛否含めて種々あろうかと思いますが、「アイヌを「先住民族」と位置付けた意味で画期的ですが、「アイヌ民族」という言葉を使わず、「アイヌの人々」と表記している点で問題が残ります。あわせて、アイヌを観光資源化し、先住権(土地や資源に関する権利)や自決権を認めていないことには今後も批判をしていく必要があります。

私も関わっている「クラックノース」という反差別団体では、成立前の段階から、この法律をどう位置づけるかを議論してきました。白老町でのウポポイ(民族共生象徴空間)の建設が決まっている以上、その予算措置の根拠になるこの法案が廃案になることは絶対にならないという前提で、四次に「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という条文の底力に期待し、この条文の立法事実をどうつくるかということに着目し、この法律をいかに反差別法にするかという観点からロビイング活動を

してきました。

その結果、二〇一九年四月一日の衆議院国土交通委員会で、荒井聡衆議と政府参考人（橋本元秀氏）および石井国交相大臣との間で、以下のようなやりとりがありました。

荒井 ……いまだにアイヌの人々に対するヘイトスピーチとあるんですね。

アイヌの人々に対するヘイトスピーチを、どういふふうに連携をとられていて、その解決のために、ヘイトスピーチ禁止法という法律までできているのにもかかわらずそれがなされているというのはどのように考えるのか、それに対する対策はどうあるべきなのか、お答えいただけますか。

橋本 ヘイトスピーチにつきましては、例えば、民族としてのアイヌなんてもういないといったような趣旨の心ない発言が今も繰り返しながら行われているのは御指摘のとおりと承知しております。

アイヌの人々につきましては、現在では、日常生活においては他の日本人々と変わらない生活を営んでいるものの、政府といたしましては、今日においても、アイヌの方々、独自の言語、文化、伝統、また民族への帰属意識など、民族としての独自性を有しておられる、そのように認識しているところでございます。

政府といたしましては、我が国にアイヌという民族やアイヌ文化が存在することについて、国民の認識を一層深めることが重要であると考えている次第でございます。

国会の場での質問によって、アイヌ民族への差

別があるということや国会の答弁の中で引き出しながら、立法意思はどこにあるのか、議事録から見出せるような質問を議員にさせたということや、あわせて、石井国交相からは以下の答弁がありました。

石井 我が国が近代化する過程におきまして、法的にはひとしく国民でありながらも差別をされ、貧窮を余儀なくされたアイヌの方々が多数に上ったという歴史的事実につきまして、政府として厳粛に受けとめております。（中略）

政府といたしましては、過去の歴史的事実を踏まえ、た上で、引き続き、アイヌの方々を抱えていらつしやる課題の解決に向けた取組を着実に実施していくことが重要と考えております。

これらの発言を土台にして、私たちクラックノースでは、二〇一九アイヌ新法の四条を足がかりに、アイヌに対するヘイト・スピーチの禁止をめぐらせています。ヘイト・スピーチ解消法は、先ほども述べたように、本邦外出身者を対象としているので、アイヌ民族は対象にならないからです。しかし、同四条のいう「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」という条文には、アイヌに対するヘイト・スピーチを許さないための根拠を見出すことができます。その意味で、同法は反差別法であるという位置付けを得ることができると評価しています。

このほか、山岡達丸衆議からの質問では、政府から以下の答弁が出されています。

山岡 ……私が質問させていただいたのは、知っていただければよい、認識を深めればよいということではなくて、現にそうしたスピーチをされる方がいる中で、この四条の、してはならないということの実効性をどう保つていくのか、このことについて考え方を聞いておりますので、そのことについてお答えいただければと思います。

橋本 基本は今御説明したアイヌまたアイヌの文化に対する理解ということでございますけれども、仮に具体的な差別事案ということが把握された場合には、法務省と連携して、人権相談窓口などを通じて適切に対応したい、そのように考えております。

山岡衆議からの質問により、単なる啓蒙活動をするだけではなく、具体的な対応をしていくというところまで、政府の発言を引き出したということです。

結局、二〇一九アイヌ新法は、衆議院でも参議院でもそれぞれ附帯決議をつけられて成立しましたが、非常に不十分な点があることは認識していますが、四条があることは非常に重要であると考えています。

次に私どもが次に勝ち取りたいと考えているのは、四条で謳われる「権利利益」から、人種差別撤廃条約などのいう意味での先住権を引き出すことです。現状では認められていませんが、今後の国会質疑などを通じて意味を充填し、解釈で先住

権を引き出せないかと議論しています。その意味で、四条には様々なものの根拠になり得る底力があると思います。

私がこのヘイト・スピーチの問題に向き合うのは、冒頭でも述べたとおりの理由で他人事ではありませんが、いつ自分自身がマイノリティになるのかわかりませんので、思うことが多々あります。その時に出会ったのが、樋口陽一氏（東京大学名誉教授）が著書に記していた以下の言葉です。これを最後に紹介し、この講演を終わりたいと思います。

「しんどい生き方を選べ、というのが憲法論なのです。もちろん朝から晩まで、年がら年じゅうということではありません。人間の生きていく中で、一生に一度だけにせよ、ここで自分の考えを譲ったら自分が自分でなくなるという場合に、自分の良心に即した生き方をすべきこと。それが憲法というものの前提になっているのです。そういう生き方自身を強要することはもちろんできないけれども、そのことを承知した上で世の中が成り立っているという状態が必要なのだよ、ということですよ。」（『いま、憲法は「時代遅れ」か―（主権）と（人権）のための弁明』平凡社、二〇一一年、六〇〜六一頁）

【注】

（一）正式には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」。外務省の解説に、「人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方

法により遅滞なくとることなどを主な内容としま

す」とある。一九六五年の第二〇回国連総会で採択、一九六九年発効。日本は一九九五年一月五日に加入して一四六番目の締約国になり、一九九六年一月四日から発効している。

（二）日本は、人種差別撤廃条約の締結にあたり、第四条の（a）および（b）について留保を付している。留保の理由について、外務省作成のQ&Aに以下の記述がある。

「第四条（a）および（b）は、「人種的優越又は憎悪に基づくあらゆる思想の流布」、「人種差別の扇動」等につき、処罰立法措置をとることを義務づけるものです。これらは、様々な場面における様々な態様の行為を含む非常に広い概念ですので、そのすべてを刑罰法規をもって規制することについては、憲法の保障する集会、結社、表現の自由等を不当に制約することにならないか、文明評論、政治評論等の正当な言論を不当に萎縮させることにならないか、また、これらの概念を刑罰法規の構成要件として用いることについては、刑罰の対象となる行為とそうでないものとの境界がはっきりせず、罪刑法定主義に反することにならないかなどについて極めて慎重に検討する必要があります。我が国では、現行法上、名誉毀損や侮辱等具体的な法益侵害又はその侵害の危険性のある行為は、処罰の対象になっていますが、この条約第四条の定める処罰立法義務を不足なく履行することは以上の諸点等に照らし、憲法上の問題を生じるおそれがあります。このため、我が国としては憲法と抵触し

ない限度において、第四条の義務を履行する旨留保を付することにしたものです。

なお、この規定に関しては、一九九六年六月現在、日本のほか、米国及びスイスが留保を付しており、英国、フランス等が解釈宣言を行っていません。」

本稿は、二〇一九年五月一〇日に開催した、二〇一九年度第一回憲法研究会の内容をまとめたものです。
文責・編集部

〈資料〉

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイト・スピーチ解消法）

平成二八年六月三日法律第六八号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を生じさせている。もとより、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあつてはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び同等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に

居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を負う。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要

な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。